

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領

制 定 令和４年４月１日付け３畜産第１６５７号
最終改正 令和６年３月２８日付け５畜産第２３６２号
農 林 水 産 省 畜 産 局 長 通 知

第１ 趣旨

飼料穀物備蓄・流通合理化事業（以下「本事業」という。）の実施については、飼料穀物備蓄・流通合理化事業費補助金交付等要綱（令和４年４月１日付け３畜産第１６３１号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第２ 事業の内容

本事業は、飼料穀物備蓄対策及び飼料流通合理化対策で構成されるものとし、各対策ごとの細目及び具体的な手続等については、次のとおりとする。

１ 飼料穀物備蓄対策

別紙１に定めるとおりとする。

２ 飼料流通合理化対策

別紙２に定めるとおりとする。

第３ 指導

農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）は、補助事業者が事業実施計画に基づいて本事業を実施することができないおそれがあると認めた場合は、当該補助事業者に対し、本事業の履行について指導することができる。

第４ 補助の対象

要綱第２８の畜産局長が別に定める補助の対象となる経費は、別表に掲げるもののほか、別紙１及び２に定めるとおりとし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額等が確認できるもののみとする。

第５ 不正行為に対する措置

畜産局長は、補助事業者が本事業の実施に関して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、補助事業者に対し、当該不正又はその疑いの行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第６ その他

畜産局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、補助事業者に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、飼料穀物備蓄対策事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 1991 号農林水産省生産局長通知。以下「旧実施要領」という。）は廃止する。
- 3 この通知による廃止前の旧実施要領の規定に基づき実施している事業に対する旧実施要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和４年５月 16 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和５年３月 30 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和６年３月 28 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

別表

補助対象経費について

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費	・別紙2の事業に係るものに限る。 ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、一般競争入札とし、入札に至らなかった場合は原則3社以上の見積もりによる随意契約とすること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3万円未満のものに限る。） ・CD-ROM等の記録媒体（3万円未満のものに限る。） ・試験等に用いる器具等（3万円未満のものに限る。）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
	システム導入・開発費	本事業を実施するために直接必要なシステムの導入・開発の経費	・別紙2の事業に係るものに限る。

旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・補助事業者に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接的な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（補助事業者が協議会またはコンソーシアムの場合、構成員を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費	・別紙2の事業に係るものに限る。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費	

- 1 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じて算定するものとする。
- 2 上記の経費であっても、次の場合にあっては認めないものとする。
 1. 本事業で得られた成果物を有償で配布した場合
 2. 補助事業の有無にかかわらず、補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルを行った場合

（別紙２）

飼料流通合理化対策

第１ 事業の内容

持続可能な飼料輸送の実現に向けて、飼料輸送に携わるトラックドライバーの負担及び環境負荷の軽減を図るため、飼料輸送の効率化・標準化（以下「効率化等」という。）に資する実証又は県域を越えた国産粗飼料の広域流通体制構築の実証に係るものとして、次の１及び２の取組に対し支援する。

１ 飼料輸送効率化等支援事業

（１）検討会等の開催

飼料輸送における課題についての理解醸成及び問題解決を目的とした検討会並びに飼料輸送の効率化等に資する実証についての事業計画の策定又は取組成果の普及のための検討会の開催

（２）輸送効率化等の実証

飼料輸送の効率化等に資する実証のための以下に掲げる取組

ア 飼料タンク等での高所作業を補助又は削減するために飼料タンク等に設置する機器、装置、補助器具等の導入

イ 事業計画において規定する地域への飼料輸送時間を短縮するための簡易的な飼料保管施設の設置及び当該施設に付属する飼料を貯蔵するための設備の導入

ウ 鉄道又は海上輸送への転換（モーダルシフト）、複数飼料の同時輸送等の新たな輸送手法を構築するにあたり実施する調査、輸送コンテナ等の開発、試験等

エ その他、飼料輸送の効率化等に資すると認められる機器、装置等の導入、調査、開発、試験等

２ 粗飼料広域流通体制確立事業

（１）検討会等の開催

粗飼料（国産のものに限る。以下同じ。）の広域流通における課題についての理解醸成及び問題解決を目的とした検討会並びに粗飼料流通体制構築に資する実証についての事業計画の策定又は取組成果の普及のための検討会の開催

（２）広域流通体制確立の実証

都道府県域を越えた粗飼料の広域流通の実証のため、粗飼料の簡易保管場所の設置、流通体制の確立に向けた調査、開発、試験等の実施

第２ 補助事業者

補助事業者は要綱別表のとおりとし、要綱別表の補助事業者欄に規定する畜産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

1 飼料輸送効率化等支援事業

(1) 協議会

ア 配合飼料製造業者、卸売業者、運送事業者、畜産を営む者、都道府県等の飼料流通の関係者が構成員となる協議会が構成されていること。

このうち、運送事業者及び畜産を営む者は必須の構成員とすること。

イ 運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営について規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

(2) コンソーシアム

ア 配合飼料製造業者、卸売業者、運送事業者、畜産を営む者、都道府県等の飼料流通の関係者が構成員となるコンソーシアムが構成されていること。このうち、運送事業者及び畜産を営む者は必須の構成員とすること。

イ コンソーシアムの構成員の中から法人格を有する中核機関が選定されており、当該中核機関が運営を行うこと。また、コンソーシアムの組織及び運営について規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 粗飼料広域流通体制確立事業

協議会にあっては、粗飼料を提供する者、運送事業者、民間企業、畜産を営む者、試験研究機関、都道府県等、地域の粗飼料流通体制を確立する取組に参画する関係者で構成されていること。また、協議会には運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営について規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

第3 事業実施の手続

1 補助事業者の選定

補助事業者の募集及び選定は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。

2 事業実施計画の作成

補助事業者は、要綱第6第1項に定める事業実施計画を、事業ごとに様式第1号又は第2号により作成し、要綱第9第1項に定める交付申請書（要綱別記様式第1号）に添付して提出するものとする。

3 事業実施計画の変更

補助事業者は、要綱第15第1項の規定に基づき事業実施計画の変更を行おうとする場合には、前項の規定に準じて変更後の事業実施計画書（事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入したもの）を作成し、要綱第15第1項の変更等承認申請書（要綱別記様式第3号）に添付して提出するものとする。

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、交付決定前であっても着手することができる。なお、この場合においても、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (2) 前項のただし書により、補助金の交付決定前に本事業に着手する場合においては、補助事業者は、あらかじめ畜産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第3号により、畜産局長に提出するものとする。
- (3) 補助事業者が（1）のただし書により交付決定前に着手する場合については、畜産局長は事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
- (4) 補助事業者は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第4 事業の要件

1 飼料輸送効率化等支援事業

- (1) 補助事業者は、本事業における実証開始前に、当該地域における飼料輸送に係る課題及び解決策の検討を行うこと。なお、協議会又はコンソーシアム（以下「協議会等」という。）設置前であっても、協議会等の構成員になる飼料流通の関係者の間で同様の検討が行われ、応募時の事業計画書に検討状況が記載されている場合には、それに代えることができるものとする。
- (2) 補助事業者は、本事業による取組成果を広範囲へ普及させる取組として、次のアからエまでの中から1つ以上に取り組むこと。なお、普及の際には、協議会等の構成員に加え、公的機関、外部有識者等による講評を受け、取組成果とともに公表するよう努めるものとする。

- ア 事例発表や意見交換のための会議、現地研修会等の開催
- イ 取組事例に係る報告書、パンフレット、マニュアル等の公表
- ウ ホームページ、機関誌等への掲載による取組事例等の周知
- エ その他畜産局長が認める取組

2 粗飼料広域流通体制確立事業

- (1) 要綱別表の補助事業者のうち①から⑥までに該当する補助事業者は、粗飼料を提供する者、運送事業者、民間企業、畜産を営む者、試験研究機関、都道府県等、地域の粗飼料流通体制を確立する取組に参画する関係者と連携し、県外で生産された粗飼料の効率的な広域流通モデル実証を行う体制を構築すること。
- (2) 補助事業者は、本事業における実証開始前に、協議会又は地域の粗飼料流通体制を確立する取組に参画する関係者の間で、県外で生産された粗飼料の効率的な広域流通に係る課題及び解決策の検討を行うこと。なお、当該関係者の間で同様の検討が行われ、応募時の事業計画書に検討状況が記載されている場合には、それに代えることができるものとする。
- (3) 本事業の対象となる取組は、新規または拡充分の粗飼料について異なる都道府県間における流通の取組を対象とする。
- (4) 補助事業者は、本事業による取組成果を広範囲へ普及させる取組として、次のアからエまでの中から1つ以上に取り組むこと。なお、普及の際には、第2の2の関係者に加え、公的機関、外部有識者等による講評を受け、取組成果とともに公表するよう努めるものとする。

- ア 事例発表や意見交換のための会議、現地研修会等の開催
- イ 取組事例に係る報告書、パンフレット、マニュアル等の公表
- ウ ホームページ、機関誌等への掲載による取組事例等の周知
- エ その他畜産局長が認める取組

第5 事業の成果目標及び目標年度

- 1 補助事業者が第1の1の事業を実施する場合にあつては、輸送の回数、距離又は時間、飼料タンクへの昇降回数、作業時間等の指標を設定し、目標年度の指標の値が、事業実施前と比較して、10%以上削減するよう成果目標を設定することとする。

また、目標年度の温室効果ガス排出量が、事業実施前と比較して、10%以上削減する成果目標を設定するよう努めることとする。なお、温室効果ガス排出量は、次に掲げるガイドライン等に掲載されている算出方式等で算出することとする。

「物流分野のCO₂排出量に関する算定方法ガイドライン」

(URL) <https://www.greenpartnership.jp/co2brochure.pdf>

- 2 補助事業者が第1の2の事業を実施する場合にあっては、事業実施前と比較して、国産粗飼料の取扱数量を増加させ、かつ、国産粗飼料の利用割合を10ポイント以上増加させるよう成果目標を設定することとする。

なお、事業実施前の国産粗飼料の利用割合が90%以上の場合にあっては、ポイントの増加の目標を求めない。

- 3 事業取組期間は3年以内とし、目標年度は事業終了年度の翌年度とする。
なお、事業取組期間終了後についても、取組の継続に努めるものとする。

第6 事業実施結果等の報告

補助事業者は、事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第1号又は第2号に準じて作成した事業実施計画の実績（事業実施計画と実績が容易に比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入したもの）を作成し、第4の1の（2）又は2の（4）に定める普及・周知に用いた資料とともに、要綱第20第1項の実績報告書（要綱別記様式第7号）に添付して、報告するものとする。

なお、補助事業者は、事業実施年度の翌々年度から目標年度までの間、毎年度の7月末日までに、様式第4号により事業実施状況報告書を作成し、畜産局長に報告するものとする。

第7 事業の評価等

補助事業者は、自らの事業の評価を行い、事業終了時に成果目標の達成状況について、第5の目標年度の翌年度の7月末日までに、様式第5号により実施評価報告書を作成し、畜産局長に提出するものとする。

第8 補助対象経費等

本事業の補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

なお、協議会等の構成員である民間企業等から備品又はシステム導入・開発を調達する場合には、別添「補助事業における利益等排除の考え方」により原価での取得とすることとする。

第9 事業の実施基準

- 1 自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。

- 2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 本事業により導入する機器・設備等は、新品とする。
- 4 既存機器・設備等の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
- 5 機器・設備等の能力及び規模は、補助事業者内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 6 導入した機器・設備等については、見える箇所に事業実施年度、事業名、補助事業者名を表示するものとする。
- 7 機器・設備等を購入方式で導入する場合は、動産総合保険（盗難補償）への加入に努めるものとする。
- 8 機器・設備等をリース方式で導入する場合は次のとおりとする。
 - (1) リースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる機器・設備等ごとに、次に掲げる計算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額とする。なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は、補助事業者又は補助事業者が協議会等にあつてはその構成員であり当該機器・設備等を実質的に管理する者（以下「機器等管理者」という。）が機器・設備等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。
$$\text{ア リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times \text{補助率}$$
$$\text{イ リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times \text{補助率}$$
 - (2) 補助事業者は、交付決定後、リース事業者に機器・設備等を納入する事業者を一般競争入札等により選定した上で、補助事業者又は機器等管理者とリース契約を締結するリース事業者及びリース料を複数のリース事業者の中から決定するものとする。
 - (3) 補助事業者は要綱第20第1項に定める実績報告書の提出時、リース契約書及びリース料の支払に係る領収書等の写しを提出することとする。
- 9 本事業は、実証事業であり、実証に必要な範囲の機器・設備等の導入のため、費用対効果分析は要しないものとする。

- 10 要綱第24の規定は機器等管理者に準用する。その場合、機器等管理者は本事業で導入した機器・設備等（要綱第25第1項及び第2項に規定する大臣が定める財産に限り、かつ、上記8に規定するリース方式で導入した場合であってリース期間中のものを除く。）の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、機器・設備等の導入を行った場合は、その写しを速やかに協議会等に提出するものとする。補助事業者は、機器等管理者から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機器・設備等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- 11 本事業に係る補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第11条第1項の趣旨を踏まえた上で、本事業の目的の遂行のみをもって使用すること。
- 12 継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の受益者となる畜産農家等は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。
- 13 本事業により導入する機器に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）において対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、補助事業者（協議会等にあつては、協議会等を構成する者。）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

第10 補助金の返還

補助事業者は、機器等管理者又はリース事業者から補助対象となった機器・設備等の処分制限期間中、当該機器等の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、機器等管理者又はリース事業者に対して補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

- （1）リース契約を解約又は解除したとき
- （2）機器等管理者が経営を中止したとき
- （3）導入した機器等が滅失したとき
- （4）申請書等に虚偽の記載をしたとき
- （5）リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき
- （6）変更の届出、報告等を怠ったとき

第11 環境負荷低減に向けた取組強化

- 1 本事業の受益者となる畜産農家及び民間団体等は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」（令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、環境負荷低減に向けた取組強化のため、チェックシート（参考様式1及び2）に記載された全ての項目について、事業実施年度に実践する旨をチェックし、当該チェックシートを補助事業者に提出すること。
- 2 補助事業者は、全ての受益者からチェックシートを収集し、全ての項目にチェックがされていることを確認し、交付申請書に添付して大臣に提出すること。

別添

補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者（補助事業者が協議会等にあつてはその構成員。以下同じ。）の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）から（３）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別紙 2 別表

補助対象経費及び補助率について

	取組内容及び補助経費	補助率
1 飼料輸送 効率化等支 援事業 (1) 検討会 等の開催	会議の開催、事業計画書、取組成果に係る報告書及び普及に係る資料の作成等に要する以下の経費 会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、委員旅費、調査旅費、講師旅費、謝金、委託費、雑役務費、事業推進事務費 ただし、委員旅費、講師旅費、謝金については、補助事業者である協議会等に所属する者に対して支払われるものを除く。また、借上費は音響機器等、会議の開催に際して必要な機材に限る。	定額
(2) 輸送効 率化等の実 証	飼料タンク等に設置する機器、装置、補助器具等の導入、飼料の簡易保管場所の設置、新たな輸送手法の構築に向けた調査、開発、試験等の実施に要する以下の経費 備品費、通信運搬費、借上費、消耗品費、データ収集・処理・分析費、システム導入・開発費、調査旅費、委託費、役務費、事業推進事務費	1 / 2 以内
2 粗飼料広 域流通体制 確立事業 (1) 検討会 等の開催	会議の開催、事業計画書、取組成果に係る報告書及び普及に係る資料の作成等に要する以下の経費 会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、委員旅費、調査旅費、講師旅費、謝金、委託費、雑役務費、事業推進事務費 ただし、委員旅費、講師旅費、謝金については、補助事業者である協議会等に所属する者に対して支払われるものを除く。また、借上費は音響機器等、会議の開催に際して必要な機材に限る。	定額

(2) 広域流通体制確立の実証	粗飼料の簡易保管場所の設置、流通体制の確立に向けた調査、開発、試験等の実施に要する以下の経費 備品費、通信運搬費、借上費、消耗品費、データ収集・処理・分析費、システム導入・開発費、調査旅費、委託費、役務費、事業推進事務費	1 / 2 以内
-----------------	---	-------------

様式第1号（第3関係）

飼料穀物備蓄・流通合理化事業 飼料流通合理化対策のうち

飼料輸送効率化等支援事業 実施計画書

1 補助事業者の概要及び事業実施体制等

協議会名／ コンソーシアム名		
事務局（団体・組織名） （所在地） （代表者）		
協議会/コンソーシアム 構成員（団体名）	代表者の所属部署、役職及び氏名	事業内容及び事業に係る役割

2 事業の目的

現状と課題	
事業の実施目的	

事業成果の普及・周知の方法 (該当項目に○、複数可)	ア 事例発表や意見交換のための会議、現地研修会等の開催 イ 取組事例の報告書、パンフレット、マニュアル等の公表 ウ ホームページ、機関誌等への掲載による取組事例等の周知 エ その他の取組 ()
-------------------------------	---

3 令和○年度 事業内容

(1) 検討会等の開催

検討会名／ 普及・周知の取組名	開催時期及び回数	参集範囲	目的及び内容	備考

(2) 輸送効率化等の実証

本事業における取組内容	導入機器・設備等の 規格・型式等	数量 回数	備考
1 ○○における○○の実証 (1) ○○○の取組 ・ (※取組内容を記載) (2) ○○○の取組 ・ ・ 2 ○○における○○の実証 ・ ・			

注1 「取組内容」は、実施する取組内容と導入する物品名等について具体的に記載すること。

注2 機器・設備の導入や設置を行う場合には、その稼働や使用計画について、備考欄に記載すること。

4 成果目標及び目標年度

指標及び成果目標	取組前 (①)	取組後	目標値 (②)	増減率(%) (②/①-1)×100
	令和〇年度 (基準年度)	令和〇年度 (実施年度)	令和〇年度 (目標年度)	
【効率化等に関する目標】 (指標例) ・一定期間(月・週)における輸送の回数、距離、時間 ・一定期間(月・週)における飼料タンクへの昇降回数、作業時間 (目標記載例) ・〇〇〇を〇%削減する。 (努力目標) 【温室効果ガス削減に関する目標】 ・温室効果ガス排出量を〇%削減する。				

注1 「取組前」の値については、設定した指標について、直近の年度の値又は複数年度の平均値を用いること。

注2 「目標値」の値については、設定した指標について、取組前と比較し10%以上の削減を目標値とすること。

5 事業費(積算)

事業内容	費目	細目	内容 (経費名・物品名等)	単価	事業費 (税込)			備考
						国庫補助金	自己負担等 (税込)	
(1) 検討会等の開催				円	円	円	円	
小計					円	円	円	
(2) 輸送効率化等の 実証				円	円	円	円	

小 計					円	円	円	
合 計					円	円	円	

注 1 自己負担で実施する場合においても、事業費を積算し、記載すること。

注 2 「費目」及び「細目」は、実施要領の別表の補助対象経費から該当するものを記載すること。

注 3 添付する「単価」の根拠書類・証拠書類には、購入物品との突合をつけるため資料番号を付し、その資料番号を当該購入物品の備考に記載すること。

6 過去の取組実績（飼料輸送効率化等支援事業）

年 度	事業名、目的及び取組内容	事業の目標年度	備考
令和〇年度			
令和〇年度			
令和〇年度			

7 配合飼料価格安定制度の加入状況確認

配合飼料価格安定制度の加入状況の確認を行った場合はチェック✓を入れる。

☐

8 添付書類

添付資料	応募時	交付申請時	変更等承認申請時	実績報告時
①協議会またはコンソーシアムの構成員名簿、定款・規約等		※	※	※
②「単価」の根拠書類（参考見積書）・証拠書類（見積書、納品書、請求書等）				

様式第 2 号（第 3 関係）

飼料穀物備蓄・流通合理化事業 飼料流通合理化対策のうち

粗飼料広域流通体制確立事業 実施計画書

1 補助事業者の概要

名 称	
所在地	
代表者	

2 事業の目的

現状と課題	
事業の実施目的	
事業成果の普及・周知の方法 (該当項目に○、複数可)	ア 事例発表や意見交換のための会議、現地研修会等の開催 イ 取組事例の報告書、パンフレット、マニュアル等の公表 ウ ホームページ、機関誌等への掲載による取組事例等の周知 エ その他の取組 ()

3 令和○年度 事業内容

(1) 検討会等の開催

検討会名／ 普及・周知の取組名	開催時期及び回数	参集範囲	目的及び内容	備 考

(2) 広域流通体制確立の実証

本事業で実施する取組内容	回数・数量	備考

注1 「取組内容」は、実施する取組内容と輸送に関する回数、ルート、車両などを具体的に記載すること。

注2 機器・設備の導入や設置を行う場合には、その稼働や使用計画について、備考欄に記載すること。

4 成果目標及び目標年度

指標及び成果目標	取組前 (①)	取組後	目標値 (②)	増加量又は 増加ポイント (②－①)
	令和○年度 (基準年度)	令和○年度 (実施年度)	令和○年度 (目標年度)	
【実証にかかる国産粗飼料取扱数量】 ・事業実施前と比較し、本事業における○○の国産粗飼料の取扱数量を増加させる。				

【〇〇における国産粗飼料の利用割合】 ・事業実施前と比較し、本事業における〇〇の国産粗飼料の利用割合を10ポイント以上増加させる。 利用割合＝（国産粗飼料使用数量）／（〇〇における総粗飼料使用量）×100 で算出。目標年度と基準年度を比較する。				
---	--	--	--	--

注1 「成果目標」の欄の「国産粗飼料の利用」は、粗飼料を利用する畜産農家や販売する小売業者等における数量について把握することとし、〇〇にはその範囲を記載する。

注2 「取組前」の値については、設定した指標について、直近の年度の値又は複数年度の平均値を用いること。

5 事業費（積算）

事業内容	費目	細目	内容 （経費名・物品名等）	単価	事業費 （税込）	国庫補助金	自己負担等 （税込）	備 考
（1） 検討会等の開催				円	円	円	円	
小 計					円	円	円	
（2） 広域流通体制確立の実証				円	円	円	円	
小 計					円	円	円	
合 計					円	円	円	

注1 自己負担で実施する場合においても、事業費を積算し、記載すること。

注2 「費目」及び「細目」は、実施要領の別表の補助対象経費から該当するものを記載すること。

注3 添付する「単価」の根拠書類・証拠書類には、購入物品との突合をつけるため資料番号を付し、その資料番号を当該購入物品の備考に記載すること。

6 過去の取組実績（粗飼料広域流通体制確立事業）

年 度	事業名、目的及び取組内容	事業の目標年度	備考
令和〇年度			
令和〇年度			
令和〇年度			

7 配合飼料価格安定制度の加入状況確認

配合飼料価格安定制度の加入状況の確認を行った場合はチェック✓を入れる。

☐

8 添付書類

添付資料	応募時	交付申請時	変更等承認 申請時	実績 報告時
①（協議会の場合は）協議会構成員名簿、定款・規約等		※	※	※
②「単価」の根拠書類（参考見積書）・証拠書類（見積書、納品書、請求書 等）				
③事業成果の公表資料等（2の普及・周知に用いたいいずれかの資料）				
④その他畜産局長が必要と認める資料 （ ）				

注1 提出書類にチェック✓を入れること。

注2 ※は内容に変更等があった場合は提出すること。

様式第 3 号（第 3 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度 飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち飼料流通合理化対策の
補助金交付決定前着手届

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1657 号
農林水産省畜産局長通知）別紙 2 第 3 の 4 の規定に基づき、事業実施計画に基づく
事業について、下記条件を了承の上、補助金等の交付決定前に着手したいので届け
出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した
事業に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体等が負担するこ
と。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しな
い場合においても、異議がないこと。
- 3 本事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間において
は、計画変更は行わないこと。

事業名	事業内容	総事業費 (円)	補助金 (円)	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理由

様式第 4 号（第 6 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度 飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち飼料流通合理化対策
実施状況報告書

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1657
号農林水産省畜産局長通知）の別紙 2 第 6 の規定に基づき、別添のとおり報告す
る。

様式第 5 号（第 7 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和○年度 飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち飼料流通合理化対策
評価報告書

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1657 号農林水産省畜産局長通知）の別紙 2 第 7 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち飼料流通合理化対策

実施状況報告書（評価報告書）

事業実施年度：令和 年度
事業実施主体名：

1 事業内容

--

注 1 実証に用いた機器・設備等の導入状況等を具体的に記載する。

注 2 取組内容がわかる資料等を添付すること。

2 実施期間

事業開始日	事業完了日	備考
令和 年 月 日	令和 年 月 日	

3 事業成果

成果目標	取組前 (①)	初年度 (②)	2 年目 (③)	3 年目 (④)	目標年度	割合 (%) (/ ①) (注 2)
	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	

令和〇年度の取組状況（注 3）	
その他事業実施による効果	
自己評価（注 4）	

注 1 根拠となるデータを添付すること。

注 2 「割合」は報告年度ごとに修正すること。

注 3 事業評価（目標年度の翌年度）を行う場合には、「取組状況」を「成果目標の達成状況」として内容を記載する。

注 4 事業評価（目標年度の翌年度）を行う場合には、「自己評価」は「成果目標の達成状況」が低い場合、その結果分析や改善策等を記載する。

4 事業の成果品等

1 .

2 .

注 1 事業評価（目標年度の翌年度）を行う場合に、事業実施の成果品（報告書等）又は事業の成果が確認できる資料等を添付すること。

みどりのチェックシート（畜産）

（参考様式１）

近年、食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境対策の両立が求められています。そのため生産者の皆様にまず取り組んでいただきたい以下の基礎的な取組について、御確認いただき、その実践・点検に御活用ください。

★実践している項目には、□にチェック✓を入れてください。

チェックの判断基準は、解説書を御確認ください。

農場名	畜種
チェック者 氏名	チェック年月日

【持続的な畜産物生産に向けた取組への理解】		
① □	みどりのチェックシートの解説書を用いて自己学習し、チェックの判断基準となる取組内容及び取組に関する重要情報を理解している。	解説書 P1

【省エネ、環境法令に応じた対応】		
② □	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしない。	解説書 P1
③ □	プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理を行っている。	解説書 P2
④ □	（※特定事業場の場合）排水処理においては、水質汚濁防止法を遵守している。	解説書 P2
⑤ □	（※飼育頭数が一定規模以上の場合）家畜排せつ物の管理においては、家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守している。	解説書 P3

【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】		
⑥ □	GAP又は農場HACCPについて、認証は取得せずとも、可能な取組から実践している。	解説書 P4
⑦ □	アニマルウェルフェアについて、農林水産省が定める畜種ごとの飼養管理に関する技術的な指針等に沿って飼養管理すること等が求められていることを認識している。	解説書 P6

【農作業安全】		
⑧ □	機械・装置・車両の適切な整備と管理を実施している。（定期メンテナンス、点検記録作成等）	解説書 P6
⑨ □	作業安全に配慮した適正な作業環境への改善（作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等）を行っている。	解説書 P7

【農薬、肥料の取扱い】※飼料生産（委託含む）を行っている場合		
⑩ □	農薬の適正な使用・保管を行っている。	解説書 P9
⑪ □	農薬の使用状況等の記録を保存している。	解説書 P10
⑫ □	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件（作期の移動、品種の選択、発生状況の把握等）を整備している。	解説書 P10
⑬ □	肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存している。	解説書 P11

【遺伝資源保護】※和牛生産を行っている場合		
⑭ □	家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を遵守している。	解説書 P12

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）（参考様式２）

	申請時 (します)	(１) 適正な施肥
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

	申請時 (します)	(２) 適正な防除
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

	申請時 (します)	(３) エネルギーの節減
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	(４) 悪臭及び害虫の発生防止
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(５) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑧	☐	資源の再利用を検討

事業者名等

チェック者 氏名	チェック年月日

	申請時 (します)	(６) 生物多様性への悪影響の防止
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	(７) 環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時のチェックは不要です。